

## 裁 決 書

審査請求人 〇〇 〇〇

処分庁 うるま市教育委員会

審査請求人が平成29年6月15日に提起した処分庁による公文書一部公開決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、平成29年6月12日付、公文書公開一部公開決定通知書（う教指第〇〇号。以下「本件処分」という。）を送付した。
- 2 審査請求人は、平成29年6月15日付でうるま市教育委員会に対し、本件処分について審査請求（以下「本件審査請求」という）をした。

### 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張は、本件処分の一部公開（非公開部分）理由の「特定の個人を識別できる可能性がある」に対し、「個人情報に該当しない」と主張。また、「資料が存在しないため公表できない」との理由に対し、「当該公文書は存在するはずである」とし、公文書の全部公開を求めていると解される。

## 理 由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求書において、審査請求人の押印がないこと、公文書一部公開決定時と審査請求（不服申立）時の住所が異なることにより、当該審査請求を不適法なものとし、平成29年11月1日に、配達証明により、審査請求人に対して補正（住所については、現住所が確認できる書類の写しの提出）を命じたが、審査請求人は補正期限までに補正を行わなかった。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年12月 4日

審査庁 うるま市教育委員会

### （教示欄）

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、うるま市を被告として（訴訟においてうるま市を代表する者はうるま市教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。